

京都市住民監査請求に基づく監査に関する規程を公布する。

平成 30 年 4 月 27 日

京都市監査委員	津	田	大	三
同	中	野	洋	一
同	鶴	谷		隆
同	光	田	周	史

京都市監査委員規程第 1 号

京都市住民監査請求に基づく監査に関する規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 請求（第 4 条～第 7 条）
- 第 3 章 要件審査（第 8 条～第 11 条）
- 第 4 章 証拠の提出（第 12 条）
- 第 5 章 陳述の聴取（第 13 条～第 21 条）
- 第 6 章 監査の結果（第 22 条・第 23 条）
- 第 7 章 雑則（第 24 条～第 26 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、京都市監査委員条例第 4 条の規定に基づき、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求（以下「請求」という。）があった場合に実施する同条第 4 項の規定に基づく監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

（代理人による請求）

第 2 条 請求人（法第 242 条第 1 項の規定による請求人をいう。以下同じ。）は、請求及び当該請求に関する行為の全部又は一部を行わせるため、代理人（複数の請求人が共同して請求する場合における代表者を含む。以下同じ。）を選任することができる。

2 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

3 請求人は、代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を監査委員に

届け出なければならない。

(法人等による請求)

第3条 前条第2項及び第3項の規定は、請求人が法人その他の社団又は財団（以下「法人等」という。）である場合における代表者又は管理人の資格について準用する。

第2章 請求

(請求書の記載事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、請求書（地方自治法施行令第172条第1項に規定する文書をいう。以下同じ。）には、同条第2項に規定する様式に記載すべき事項のほか、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 請求人が代理人によって請求をする場合 代理人の氏名及び住所
- (2) 請求人が法人等である場合 その代表者又は管理人の氏名

(請求の受付等)

第5条 請求の受付は、監査事務局の職員（以下「事務局職員」という。）において行うものとする。

2 事務局職員は、複数の請求人から同一内容の請求を受け付けた場合において、代理人が選任されていないときは、当該請求人に対し、監査委員の請求人に対する通知の受取人を届け出るよう求めることができる。

3 前項の受取人が届け出られた場合における監査委員の請求人に対する通知は、当該受取人に対して行うものとする。

(陳述の意向の確認)

第6条 事務局職員は、請求人が法第242条第6項の規定による陳述をする意向があるかどうかを確認するものとする。

(請求の取下げ)

第7条 請求人は、請求の全部又は一部を取り下げようとするときは、書面でその旨を監査委員に届け出なければならない。

第3章 要件審査

(請求要件の確認)

第8条 監査委員は、請求人が本市の住民であるかどうかを確認するため必要

な限度において、請求人に係る住民票の写しを取得することがある。

- 2 前項に定めるもののほか、監査委員又は事務局職員は、請求が必要な要件を満たしているかどうかを確認するため必要な限度において、請求に関係がある議会、執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（請求の補正）

第9条 監査委員は、請求に不備があると認めるときは、請求人に対し、相当の期間を定めて、その期間内にその不備について補正を求める旨通知するものとする。ただし、その不備を補正することができないことが明らかなきは、この限りでない。

（要件審査）

第10条 監査委員は、請求が必要な要件を満たしているかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、要件を満たしていると認めた場合にあっては当該請求に基づく監査を実施し、要件を満たしていないと認めた場合にあっては理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともにこれを公表するものとする。

- 2 前項の審査の結果の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- 3 第1項の規定による公表は、監査事務局のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

（個別外部監査契約に基づく監査によるかどうかの判断基準）

第11条 法第252条の43第2項に規定する監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 監査を実施するに当たり、高度の専門的な知識経験が必要となると認める場合
- (2) その他監査委員が個別外部監査契約に基づく監査によるべき相当の理由があると認める場合

第4章 証拠の提出

第12条 法第242条第6項の規定による証拠の提出（以下「証拠の提出」という。）の期限は、同項の規定による陳述（以下「請求人の陳述」という。）の

日（請求人の陳述の聴取を行わない場合にあつては、同条第1項の規定による請求の日の翌日から起算して3週間を経過する日）とする。ただし、監査委員がやむを得ないと認める事情があるときは、この限りでない。

第5章 陳述の聴取

（陳述の聴取の場所等）

第13条 請求人の陳述の聴取及び法第242条第7項の規定による関係職員等の陳述（以下「関係職員等の陳述」という。）の聴取（以下この条及び第18条から第21条までにおいて「陳述の聴取」と総称する。）は、監査委員が定める日時において、監査委員協議会室で行うものとする。

2 監査委員は、陳述の聴取を実施するときは、その日時及び場所を陳述又は立会いをすることができる請求人又は関係職員等に通知するものとする。

3 陳述の聴取は、監査委員（法第199条の2の規定により除斥された監査委員を除く。）の半数以上が出席しなければ、実施することができない。

4 陳述の聴取に出席しなかった監査委員に対しては、陳述の摘録を作成し、交付するものとする。

（請求人の陳述）

第14条 監査委員は、請求人が複数であるときは、請求人が選出した者に陳述を行わせることがある。

2 請求人の陳述は、請求書に記載した内容を補足する範囲内で、監査委員の指示に従い行うものとする。

3 請求人の陳述の時間は、陳述を行う者の数にかかわらず、1時間（監査委員がやむを得ない事情があると認める場合にあつては、監査委員がその都度定める時間）以内とする。

4 次に掲げる場合は、請求人の陳述を制限することがある。

(1) 陳述をする者が第2項の規定に違反した場合

(2) 陳述をする者が複数いる場合において、陳述内容が重複する場合

(3) 陳述の時間が前項の時間を超えた場合

5 前項第3号の規定により陳述を制限された請求人は、監査委員が認めるときは、監査委員が定める日までに、陳述の内容を記載した書面を提出することができる。

(関係職員等の立会い)

第 15 条 請求人の陳述を聴取するときは、法第 242 条第 7 項の規定により、関係職員等に立会いの機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、関係職員等の立会いを制限することがある。

- (1) 請求人から関係職員等の立会いを望まない旨の申出があった場合
- (2) その他監査委員が関係職員等を立ち合わせることが適当でないと判断した場合

2 請求人の陳述の聴取に立ち合わせる関係職員等の人数は、5 人以内とする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 請求人の陳述の聴取に立ち会う関係職員等は、監査委員が認めるときは、請求人の陳述の内容に関し、意見を述べることができる。

4 請求人の陳述の聴取に立ち会う関係職員等は、監査委員の指示に従うものとする。

(関係職員等の陳述)

第 16 条 関係職員等の陳述を行うことができる関係職員等の人数は、5 人以内とする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 関係職員等の陳述は、請求の内容に関し、監査委員の指示に従い行うものとする。

3 第 14 条第 3 項及び第 4 項の規定は、関係職員等の陳述の聴取について準用する。この場合において、同項第 1 号中「第 2 項」とあるのは、「第 16 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(請求人の立会い)

第 17 条 関係職員等の陳述を聴取するときは、法第 242 条第 7 項の規定により、請求人に立会いの機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、請求人の立会いを制限することがある。

- (1) 関係職員等により京都市情報公開条例第 7 条に規定する非公開情報を含む内容の陳述がされるおそれがある場合
- (2) その他監査委員が請求人を立ち合わせることが適当でないと判断した場合

合

2 第15条第2項から第4項までの規定は、関係職員等の陳述の聴取への請求人の立会いについて準用する。

(陳述の傍聴)

第18条 陳述の聴取は、傍聴を認める。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の傍聴を認めないことがある。

- (1) 第15条第1項ただし書又は前条第1項ただし書の規定により立会いをさせない場合
- (2) 請求人から非公開とすることについて申出があった場合
- (3) 公開することにより、個人のプライバシー等を侵害するおそれがある場合
- (4) 陳述又は立会いをする者が多数である場合において、傍聴席を設けることができない場合
- (5) その他監査委員が傍聴させることが適当でないと判断した場合

2 前項の規定により傍聴を認める者（以下「傍聴人」という。）の人数は、監査委員がその都度決定する。

3 傍聴を希望する者の人数が前項の規定により決定した傍聴人の人数を超えるときは、陳述の聴取を行う日にその会場において、先着順により傍聴人を決定する。

(禁止事項等)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、陳述、立会い及び傍聴を認めない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物品を携帯している者
- (3) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン、旗、のぼりその他これらに類するものを着用し、又は携帯している者
- (4) その他陳述の聴取の円滑な運営を妨げ、又は妨げるおそれがある者

2 監査委員は、陳述若しくは立会いをする者又は傍聴人（以下「陳述人等」という。）が次に掲げる事項を遵守しないときは、その者に退場を勧告し、又

は陳述の聴取を中止することがある。

- (1) 陳述等に対して拍手等の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (3) 私語，談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (4) 携帯電話その他音の発生する機器は，電源を切り，又は音の発生しない状態とすること。
- (5) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (6) 監査委員の指示に反する行為をしないこと。
- (7) その他陳述の聴取の場所の秩序を維持し，陳述の聴取の円滑な運営を妨げないこと。

3 前項の規定により陳述の聴取を中止した場合において監査委員が認めるときは，陳述することができなかつた請求人は，監査委員が定める日までに，陳述の内容を記載した書面を提出することができる。

(陳述の撮影等)

第 20 条 陳述人等は，陳述の聴取の会場において，撮影又は録音をすることはできない。ただし，監査委員の許可を得たときは，この限りでない。

(その他)

第 21 条 この章に定めるもののほか，陳述の聴取に当たり必要な事項は，監査委員が決定する。

第 6 章 監査の結果

(監査の結果の通知等)

第 22 条 法第 242 条第 4 項の規定により請求人に通知する事項は，関係職員等（法第 242 条第 4 項の規定による勧告の対象とするものを除く。）に通知するものとする。

2 請求に基づく監査を実施した場合において，必要があると認めるときは，当該監査の結果に意見を付すことがある。

3 前項の規定による意見の決定は，監査委員の合議によるものとする。

(合議不調の場合の取扱い)

第 23 条 法第 242 条第 4 項の規定による監査及び勧告の決定について，各監査委員の意見が一致しないことにより，同条第 8 項に規定する合議により決定

することができない場合には、その旨及び各監査委員の意見を書面により請求人に通知するとともに、これらを公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、監査事務局のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

第7章 雑則

(監査委員に対する書面の提出の方法)

第24条 監査委員に対する書面の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により行うことができる。

(請求人に対する通知の方法)

第25条 監査委員の請求人に対する通知は、郵便等により書面を送付する方法により行うものとする。

- 2 法第242条第4項並びにこの規程第10条第1項及び第23条第1項の規定による請求人に対する通知は、前項の郵便等が請求人に到達しないときは、通知すべき内容を市役所の掲示場に掲示する方法により行うものとする。
- 3 第13条第2項の規定による請求人に対する通知は、第1項の方法と併せて、通知すべき内容を監査事務局のウェブサイトに掲載する方法により行うことがある。

(補則)

第26条 この規程に定めるもののほか、請求に基づく監査の実施に関し必要な事項は、監査事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年5月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われる請求について適用し、同日前に行われた請求については、なお従前の例による。

(関係規程の一部改正)

- 3 京都市監査事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

第3条中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求の補正に関すること。

4 京都市監査規程の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第10条」に、「第12条～第21条」を「第11条～第17条」に、「第22条」を「第18条」に改める。

第10条を削る。

第11条第1項本文中「補助職員（監査委員の事務を補助する職員をいう。以下同じ。）」を「監査事務局の職員（以下「事務局職員」という。）」に、「関係職員等」を「関係のある議会，執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）」に改め、同条を第10条とする。

第4章中第12条を第11条とする。

第13条本文中「補助職員」を「事務局職員」に改め、同条ただし書中「第11条」を「第10条」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を削る。

第17条中「補助職員」を「事務局職員」に改め、同条を第15条とする。

第18条を第16条とし、第19条及び第20条を削る。

第21条第6号中「第11条」を「第10条」に改め、同条を第17条とする。

第5章中第22条を第18条とする。

5 京都市監査事務局長等専決規程の一部を改正する規程（平成29年6月12日京都市監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第3条第15号」を「第3条第16号」に改める。

（監査事務局）